

## 2 農地中間管理機構について

(農林水産省)

### 提案の要旨

**農地中間管理機構について、中山間地域を多く抱える本県においても、十分に効果が発揮できるように地方の裁量に委ねた弾力的な制度とすること**

### 現状及び課題

- 本県の農業は、生産基盤の大半が中山間地域に位置していることから、大規模な農地集積が難しく、また、ほ場整備されていても大区画に整備されたほ場の割合は低いことから、土地生産性の向上には限界がある。
- 基幹的農業従事者（販売農家）の65歳以上比率は76%（2010農業センサス）に達しており、今後、農業従事者の大量リタイヤにより中山間地域の農地の更なる荒廃の進行が懸念され、農業従事者の早急な確保が必要不可欠となっている。
- このため、認定農業者の育成や集落法人の設立、企業の農業参入を支援し、こうした担い手が主体となって、収益性の高い園芸品目の導入が促進されるよう取組を進めているところである。
- また、島嶼部のかんきつ産地においては、園地整備が進んでいない上、担い手不足が深刻であることから、担い手育成と担い手の規模拡大を図るための優良園地の集積を同時に進める必要があるが、現行の農地集積協力金については、抛出するすべての農地を担い手が引き受ける必要があり、優良園地の集積を加速的に進めるものとなっていない。
- ついては、現在、国では新たな制度として、担い手への農地集積と集約化のための農地中間管理機構の整備と活用の検討が進められているが、本県のような中山間地域においてもその制度の十分な効果が発揮できるような制度設計が必要である。

※ 本県では、担い手を、集落法人、農業参入企業、認定農業者と位置付けている。

### 平成 26 年度概算要求等の状況

農地中間管理機構による集積・集約化活動 [新規] (全国枠国費) 103, 892 百万円

## 提 案 の 内 容

農地中間管理機構の設置に当たっては、実効性及び持続性が確保されるよう十分な予算措置を講じた上で、中山間地域を多く抱える本県において、集積した農地を高度に活用し、受け手となる担い手の所得向上を図り、産業として自立できる農業の確立に向け、十分に効果が発揮できるよう地方の裁量に委ねた弾力的な制度となるよう次の内容を反映すること。

### 1 本制度の財政措置について

本制度の推進に伴う都道府県の事務の増加や機構における事業推進等に係る運営経費について、都道府県の負担を最小限にすること。

### 2 本制度の運用について

本制度の具体的な運用に向け、政省令や施行通知などで詳細を定める際には、都道府県等の関係機関と協議を行い、意見を反映すること。また、市町についてはその役割が非常に大きいことから、責任と関与を明確にすること。

#### (1) 受け手の選定について

農地の高度利用を図るためには、収益性の高い園芸品目等に取り組む担い手へ農地集積を図る必要があることから、農地中間管理機構に対して、受け手の選定に関する裁量を持たせること。

#### (2) 長期の利用権設定期間の保証について

担い手が集積農地で安定的に経営展開するためには、長期の利用権設定が不可欠であることから、担い手に対して一定期間（最低10年以上）の利用権設定を保証する制度とすること。

#### (3) 条件整備対象用地の拡充について

農地に限られる中山間地域で生産条件を改善するには、農地に隣接する非農地も含めた条件整備が必要となることから、農地に隣接する山林など非農地を含めて条件整備（農地開発含む）を行う場合は、当該非農地についても事業の対象とすること。

#### (4) 農地集積協力金の要件緩和について

かんきつ産地においては、優良農地を担い手に集積することが急務であり、離農に伴い機構から集積協力金を受ける者については、全ての園地を貸し付ける者だけでなく、優良園地のみを貸し付ける者も交付の対象とするよう要件緩和を行うこと。

また、永年性作物が植栽されている園地貸付の場合については、利用権設定時点で既に収益を得る状況にあることから、樹体の資産評価額を交付単価に反映させること。

#### (5) 既に集積された農地の利用権の再設定について

農地の利用権が複数の担い手への集積によりモザイク状となっている場合、こうした農地の利用権を再設定し、大区画化する必要がある。この場合には、担い手間での利用権の再設定を簡便な方法でできるようにすること。

### 3 本制度における国の関与について

本制度における国の責任（国費による財源措置を含む）を明確にすること。また、制度を運用するに当たり、地方の自主性、自律性の拡大を図る地方分権の観点から、国の都道府県に対する関与は最小限とすること。